大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）別冊

**地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく**

**促進区域の設定に関する大阪府基準（案）**

**１　基準の対象**

**(1) 対象となる地域脱炭素化促進施設の種類**

太陽光発電

**(2) 本基準で対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等（地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第５条の４第５項関係※）**

地域脱炭素化促進施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に太陽光パネルを設置するもの。ただし、当該建築物については、関連法令に違反していないこと。

※該当する施設については、国基準のみが対象となる。なお、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号。以下「省令」という。）第５条の４第３項に規定する特例基準は定めない。

**２　区域に関する基準**

**(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域**

省令第５条の４第２項第１号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は次に掲げる区域とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 環境配慮事項 | 促進区域に含めない区域 | 区域等の設定根拠 |
| 騒音による影響 | 該当なし |
| 水の濁りによる影響 | 該当なし |
| 重要な地形及び地質への影響 | 該当なし |
| 土地の安定性への影響（防災） | 砂防指定地 | 砂防法 |
| 急傾斜地崩壊危険地区 | 急傾斜地法 |
| 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害防止法 |
| 山地災害危険地区 | 林野庁長官通達 |
| 河川区域 | 河川法 |
| 保安林 | 森林法 |
| 海岸保全区域 | 海岸法 |
| 植物の重要な種及び重要な群落への影響 | 該当なし |
| 動物の重要な種及び注目すべき生育地への影響 | 鳥獣保護区特別保護地区【国基準】 | 鳥獣保護管理法 |
| 地域を特徴づける生態系への影響 | 大阪府自然環境保全地域 | 大阪府自然環境保全条例 |
| 大阪府緑地環境保全地域 | 大阪府自然環境保全条例 |
| 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 | 国定公園の特別地域、特別保護地区【国基準】 | 自然公園法 |
| 風致地区 | 都市計画法 |
| 重要伝統的建造物群保存地区 | 文化財保護法 |
| 大阪府自然海浜保全地区 | 瀬戸内海環境保全特別措置法大阪府自然海浜保全地区条例 |
| 府立自然公園特別地域 | 大阪府立自然公園条例 |
| 主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響 | 保安林（再掲） | 森林法 |
| 農空間の保全（優良農地の保全） | 農用地区域内農地※１ | 農振法、農地法 |
| 第１種農地※１※２及び甲種農地※１ | 農地法 |

※１　営農型太陽光発電の整備については、促進区域に含めることができる。

※２　農山漁村再エネ法に基づき作成される市町村基本計画の再エネ発電設備の整備を促進する区域については、促進区域に含めることができる。

**(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等**

ア　騒音（低周波音を含む）による影響

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 考慮に当たって収集すべき情報 | 情報の収集方法 | 区域設定に当たっての考え方 | 事業計画認定に当たっての考え方 |
| ・配慮施設（学校、病院、福祉施設、保育所等）の分布状況・住宅の分布状況・規制基準と環境基準 | ・環境アセスメントデータベース（EADAS）・環境省　太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書・各市町村環境担当課 | ・既存文献における発電施設と騒音にかかる苦情発生との距離関係を踏まえ、環境保全上の影響を回避又は極力低減する区域設定とすること。 | ・工事用資材等の搬出入に関する道路交通騒音や建設機械の稼働に伴う騒音による環境影響を回避又は極力低減すること。・施設の設置場所については、設置による影響を把握した上で、規制基準・環境基準値を超えることがないよう配慮施設や住宅との離隔距離を十分確保するとともに、パワーコンディショナ本体は、キュービクル等に収納するなど、騒音が発生する機器の分布状況を加味して適切な防音（低周波音を含む）措置を講じること等で、環境保全上の影響を回避又は極力低減すること。 |

イ　水の濁りによる影響

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 考慮に当たって収集すべき情報 | 情報の収集方法 | 区域設定に当たっての考え方 | 事業計画認定に当たっての考え方 |
| ・取水施設の状況・漁業権の状況 | ・水質汚濁防止関係法令のしおり（資料編）　上水道水源地域（<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/mizu/shiori.html>）・大阪府HP（漁業権）（<https://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/gyogyoken/index.html>） | － | ・工事の際には、下流側に取水施設や漁業権が設定された場所、農業用水等としての利水がある場合、沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じ、環境保全上の影響を回避又は極力低減すること。・土地造成の方法や土質により、降雨時に土砂が流出し、隣接地に濁水が流れ込んだり、下流河川等へ影響を及ぼしたりする可能性がある場合、必要に応じて、適切な排水計画を採用すること。 |

ウ　重要な地形及び地質への影響

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 考慮に当たって収集すべき情報 | 情報の収集方法 | 区域設定に当たっての考え方 | 事業計画認定に当たっての考え方 |
| ・大阪府レッドリストに掲載された地形・地質 | ・大阪府レッドリスト（<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/21490/00148206/P41-42tikeitisitu.pdf>） | ・学術上高い価値を有する地層等が存在する地域を極力回避すること。 | ・設置場所、その周辺又は下流域に学術上高い価値を有する地層等が存在する場合、土地の形質変更等を極力避け、当該地層等への影響を回避又は極力低減すること。 |

エ　土地の安定性への影響（防災）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 考慮に当たって収集すべき情報 | 情報の収集方法 | 区域設定に当たっての考え方 | 事業計画認定に当たっての考え方 |
| ・土砂災害警戒区域 | ・大阪府HP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html>） | ・土砂災害による被害を受けるおそれがある区域であることに留意すること。 | ・土砂災害による被害を受けるおそれがある区域であることに留意すること。（設置事業者は、当該区域の災害に影響を与えるおそれのある場所を自主的に調査し、可能な限りその影響にも留意すること。） |
| ・河川保全区域 | ・各土木事務所及び西大阪治水事務所並びに寝屋川水系改修工営所に確認 | ・河川の管理等への影響を回避又は極力低減すること。 | ・河岸又は河川管理施設の保全上の支障を回避すること。 |
| ・斜度、高低差の状況 | ・地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院HP） | － | ・斜度30度以上の斜面には発電施設を設置しないこと。 |
| ・ため池の状況 | ・大阪府HPため池データベース（<https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei_seibi/tokuteitameike/index.html>）ため池ハザードマップ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei_seibi/tameike-ap/tameike_hm.html>） | － | ・ため池に太陽光発電を設置する際は、アンカー等の支持物が所要の安定性を満足するよう必要な措置を講じること。・ため池が決壊した場合に流出したパネル等を速やかに回収できるよう影響範囲を把握しておくこと。 |
| ・津波浸水想定・洪水浸水想定 | ・大阪府HP津波浸水想定（<https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/tunami_soutei.html>）洪水浸水想定（<https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html>） | － | ・発電施設を避難施設等に設置する場合は、避難の場所や経路の確保など、避難の対象となる住民に適切な配慮を行うこと。・想定される浸水深に応じて、電気設備に対し、かさ上げ等の対策を行うこと。 |

オ　反射光による影響

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 考慮に当たって収集すべき情報 | 情報の収集方法 | 区域設定に当たっての考え方 | 事業計画認定に当たっての考え方 |
| ・配慮施設（学校、病院、福祉施設、保育所等）の分布状況・住宅の分布状況 | ・EADAS | ・以下の場所を極力回避すること。‐大きく拓けた土地にあっては、配慮施設及び住宅系地域の東側又は西側‐平地にあっては、高層の配慮施設及び住居系地域の南側‐斜面地にあっては、配慮施設及び住居系地域の北側 | ・反射光の影響がある場合には、事業地の周囲に植栽を施すこと、防眩仕様のパネルを採用すること又はアレイの配置若しくは向きを調整すること等の対策を講じ、その効果を予測して環境保全上の支障が生じないよう配慮施設及び住居系地域との位置関係を定め、当該地層等への影響を回避又は極力低減すること。 |

カ　植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 考慮に当たって収集すべき情報 | 情報の収集方法 | 区域設定に当たっての考え方 | 事業計画認定に当たっての考え方 |
| ・環境省レッドリスト・大阪府レッドリスト・大阪の生物多様性ホットスポット | ・環境省HP（<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/>）・大阪府HP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/midori/tayouseipartner/redlist.html>） | ・レッドリスト掲載種の分布を踏まえて、当該種の生息地やその周辺を極力回避すること。 | ・設置場所、その周辺又は下流域にレッドリスト掲載種が生息する場合、その分布を踏まえて、当該種及びその生息場所に与える影響を回避又は極力低減すること。 |
| ・天然記念物 | ・国指定文化財等データベース（[https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index)](https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index)・大阪府HP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/bunkazaihogo/bunkazai/tennen.html>） | ・天然記念物に影響が出ないような区域設定にすること。 | ・天然記念物に影響を及ぼさない事業区域の設定とすること。 |

キ　動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 考慮に当たって収集すべき情報 | 情報の収集方法 | 区域設定に当たっての考え方 | 事業計画認定に当たっての考え方 |
| ・環境省レッドリスト・大阪府レッドリスト・大阪の生物多様性ホットスポット | ・環境省HP（<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/>）・大阪府HP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/midori/tayouseipartner/redlist.html>）・環境省HP「希少種保全のガイドラインや考え方等」（<https://www.env.go.jp/nature/kisho/index.html>） | ・レッドリスト掲載種の分布を踏まえて、当該種の生息地やその周辺を極力回避すること。 | ・設置場所、その周辺又は下流域にレッドリスト掲載種が生息する場合、又は繁殖行動が確認された場合、その分布を踏まえて、当該種及びその生息場所等に与える影響を回避又は極力低減すること。（施設設置に伴う水の濁りによる水生生物への影響についても留意すること。） |
| ・天然記念物 | ・国指定文化財等データベース（[https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index)](https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index) | ・保護されている動物や生息地に影響が出ないような、区域の設定とすること。 | ・保護されている動物や生息地に影響が出ないようにすること。 |
| ・鳥獣保護区 | ・大阪府HP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/doubutu/yaseidoubutu/hogoku-itizu.html>） | ・保護されている動物や鳥獣保護区に影響が出ないような区域の設定とすること。 | ・鳥獣の生息の状況に影響を及ぼさない事業区域の設定とし、保護されている動物や鳥獣保護区への影響を回避又は極力低減すること。 |

ク　地域を特徴付ける生態系への影響

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 考慮に当たって収集すべき情報 | 情報の収集方法 | 区域設定に当たっての考え方 | 事業計画認定に当たっての考え方 |
| ・重要里地里山・重要湿地 | ・EADAS・環境省HP（<https://www.env.go.jp/nature/satoyama/27_osaka/osaka.html>）・環境省HP（<https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/wetland/p05_27_osaka.html>） | ・重要里地里山や重要湿地を極力回避すること。 | ・設置場所、その周辺又は下流域に重要里地里山や重要湿地が存在する場合は、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |
| ・地域森林計画対象民有林 | ・森林計画図（大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課及び各大阪府農と緑の総合事務所において縦覧） | ・森林の保続培養及び森林生産力の増進の機能を有する区域であることに留意すること。 | ・森林の保続培養及び森林生産力の増進への影響がないか検討し、生態系への影響を回避又は極力低減すること。 |
| ・藻場・干潟等 | ・近畿地方整備局HP（<http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyo-db/data/kankyou/kaiiki/higata/b3_23higata.aspx>）・大阪府HP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/work/moba.html>） | ・藻場・干潟等を極力回避すること。 | ・設置場所、その周辺に藻場・干潟等が存在する場合は、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |

ケ　主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 考慮に当たって収集すべき情報 | 情報の収集方法 | 区域設定に当たっての考え方 | 事業計画認定に当たっての考え方 |
| ・国定公園普通地域、府立自然公園普通地域 | ・大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課及び各大阪府農と緑の総合事務所に確認 | ・眺望点、景観資源及び眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。 | ・眺望点、景観資源及び眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。 |
| ・景観計画区域 | ・大阪府HP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/keikan-ustukushii/keikanjourei.html>）及び景観行政団体（各市町）HP | ・良好な景観形成を推進する区域・基準に留意すること。 | ・良好な景観形成を推進する区域・基準に留意すること。・景観行政団体（各市町）の景観区域内である場合、当該市町の景観計画等に留意すること。 |
| ・重要文化的景観 | ・国指定文化財等データベース（[https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index)](https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index) | － | ・重要な構成要素の滅失又は毀損に該当する等、重要文化的景観に著しく影響を与える行為は行わない又は最小限とし、文化的景観への影響を回避又は極力低減すること。 |
| ・埋蔵文化財包蔵地 | ・大阪府HP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/cals/tizu.html>） | － | ・必要な調査や保全協議を通じて、埋蔵文化財への影響を回避又は極力低減すること。 |

コ　主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 考慮に当たって収集すべき情報 | 情報の収集方法 | 区域設定に当たっての考え方 | 事業計画認定に当たっての考え方 |
| ・東海自然歩道・近畿自然歩道・海水浴場・モニタリングサイト1000のサイト・OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）のサイト | ・大阪府HP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/midori/midori/g07-tsukodome.html>）・大阪湾環境保全協議会HP（<https://www.osaka-wan.jp/189/194/323/364>）・環境省HP（<https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>）・環境省HP（<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>）・EADAS | ・当該自然歩道を極力回避すること。・当該海水浴場を極力回避すること。・モニタリングサイト1000のサイトを極力回避すること。・OECMのサイトを極力回避すること | ・当該施設の設置に伴う改変を回避し、又はその面積を最小化し、人と自然との触れ合い活動の場への影響を回避又は極力低減すること。・当該施設の設置にあたり、やむを得ず自然歩道の通行ができなくなる場合は、設置者の責任においてう回路を設置し、また管理すること。 |

サ　その他

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 考慮に当たって収集すべき情報 | 情報の収集方法 | 区域設定に当たっての考え方 | 事業計画認定に当たっての考え方 |
| ・要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定の有無（土壌汚染対策法）・要措置管理区域及び要届出管理区域の指定の有無（大阪府生活環境保全条例） | ・大阪府HP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/>） | － | ・当該地域において工事を行う場合、汚染の除去等の必要な措置を講じ、人の健康被害の発生を回避すること。 |
| ・廃棄物が地下にある土地（指定区域）の指定の有無（廃棄物の処理及び清掃に関する法律） | ・大阪府HP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/umetatetijyouhou/index.html>） | － | 当該地域における工事等の土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないよう、環境省令で定める基準を順守すること（変更の着手日の60日前までに事前協議書の提出、30日前までに府知事への届出が必要）。 |

**３　その他留意事項**

　促進区域の設定及び事業計画の認定に当たっては、１及び２に定める事項のほか、次の事項について留意すること。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第67条の２に定める建築物再生可能エネルギー利用促進区域との整合を図るよう努めること。

(2) ２(1)で定める「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」の周辺区域においても、事業実施により想定される影響の度合いに応じて、必要な配慮を行うこと。

(3) ２(2)で定める「促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等」において、収集すべき情報として記載のある区域の周辺区域においても、事業実施による影響が想定される場合は、その度合いに応じて、必要な配慮を行うこと。

(4)　促進区域の設定や事業認定に当たっては、単体の事業では影響が軽微なものでも、促進区域を設定することでその区域内に事業が集中することにより、大きな影響となる可能性があることに留意すること。

(5) 事業計画の認定においては、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（<https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf>）を参考に、地域の環境に配慮した太陽光発電施設となっているかを確認すること。

(6) 特に、発電施設等の設置を予定する場所において土地造成を行う場合は、上記ガイドラインを参考に土地の安定性を確保した計画となっているか十分に確認を行うこと。盛土を伴う造成で外部からの持ち込みがある場合は、その必要性を慎重に検討すること。